

## (参考) 関係法令

### 放送法 新旧対照表 (抜粋)

政令で定める施行日 平成27年4月1日以降	公布の日 (平成26年6月27日) 以降	旧
<p>(国際放送等の実施)</p> <p><b>第二十五条</b> 協会は、外国の放送局を用いて <u>国際放送又は</u> 協会国際衛星放送を開始したときは、遅滞なく、放送区域、放送事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したときも、同様とする。</p> <p>(経営委員会の権限等)</p> <p><b>第二十九条</b> 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 次に掲げる事項の議決 イ～ハ (略) ト テレビジョン放送による国内基幹放送 (電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。) <u>並びに国際放送 (外国の放送局を用いて行われるものに限る。以下このトにおいて同じ。)</u> 及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止 (<u>国際放送及び</u> 協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。)</p> <p>チ～ノ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(放送の休止及び廃止)</p> <p><b>第八十六条</b> 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送</p>	<p>(協会国際衛星放送の実施)</p> <p><b>第二十五条</b> 協会は、外国の放送局を用いて協会国際衛星放送を開始したときは、遅滞なく、放送区域、放送事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したときも、同様とする。</p> <p>(経営委員会の権限等)</p> <p><b>第二十九条</b> 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 次に掲げる事項の議決 イ～ハ (略) ト テレビジョン放送による国内基幹放送 (電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。) 及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止 (<u>協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。)</u></p> <p>チ～ノ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(放送の休止及び廃止)</p> <p><b>第八十六条</b> 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送</p>	<p>(協会国際衛星放送の実施)</p> <p><b>第二十五条</b> 協会は、外国の放送局を用いて協会国際衛星放送を開始したときは、遅滞なく、放送区域、放送事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したときも、同様とする。</p> <p>(経営委員会の権限等)</p> <p><b>第二十九条</b> 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 次に掲げる事項の議決 イ～ハ (略) ト テレビジョン放送による国内基幹放送 (電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。) 及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止</p> <p>チ～ノ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(放送の休止及び廃止)</p> <p><b>第八十六条</b> 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送</p>

局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間以上（協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上）休止することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 不可抗力により廃止し、又は休止する場合

二 一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送（当該協会国際衛星放送を受信することができる者の数を勘案して総務省令で定めるものを除く。）の放送区域の全部が当該一の外国の放送局以外の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域に含まれる場合において当該一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務を廃止し、又は休止するときその他これに準ずる場合として総務省令で定める場合

三 外国の放送局を用いて行われる国際放送の業務を廃止し、又は休止する場合

2 協会は、その放送の業務を廃止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 協会は、その放送を休止したときは、第一項の認可を受けた場合又は第百十三条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間以上（協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上）休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合又は第百十三条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間以上（協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上）休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合又は第百十三条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

**放送法施行規則（総務省令）抜粋 平成 27 年 4 月 1 日施行**

**第五十八条の二** 法第八十六条第一項第二号の総務省令で定める協会国際衛星放送は、一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送を受信することができる世帯数が五百万世帯以上であるものとする。

2 法第八十六条第一項第二号の総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合において、一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務を廃止し、又は休止するときとする。

一 一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域のうち、当該一の外国の放送局以外の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域に含まれない区域（次号において「特定区域」という。）が、当該区域の自然的社会的条件に特別の事情があるために協会国際衛星放送を受信する者がほとんど見込まれない区域である場合

二 特定区域において、協会国際衛星放送を受信している者が、当該協会国際衛星放送の業務の廃止後においても、当該協会国際衛星放送の放送時間の全部又は大部分について同一の放送番組の放送を行う外国放送事業者（法第二条第八号に規定する外国放送事業者をいう。）の放送を受信できる場合